

報告第1号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第1号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払請求について、下記のとおり訴えを提起し、又は和解するため、町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第2号の規定により専決処分する。

令和5年1月5日専決

多可町長 吉田 一四

記

1 当事者

原告 多可町

代表者 町長 吉田 一四

被告 住 所

氏 名

2 請求の趣旨

- (1) 被告に対し、●●団地●号の建物（以下「本件住宅」という。）の明渡しを求める。
- (2) 被告に対し、滞納家賃の金11万円及び令和5年2月1日から本件住宅の明渡し済みに至るまでの家賃相当額である月金2万2,500円の割合による損金の支払いを求める。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

3 請求の原因

被告は、本件住宅に平成 27 年 12 月 18 日から入居しているところ、長期間の家賃を滞納し、本町の再三にわたる納付指導にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本町は、被告に対し、指定の納入期間内に滞納家賃を支払わなければ入居許可を取り消す旨の催告付契約解除の意思表示を被告にし、同意思表示は令和 5 年 1 月 11 日に、被告に到達した。しかし、被告は上記納入期限である令和 5 年 1 月 31 日までにこれに応じなかった。

今後も納付が望めず、滞納額が増えることが予想される状況であるため、このまま放置することはできず、建物明渡請求等の訴えを提起する。

4 訴えの遂行方針

- (1) 竹本昌弘弁護士及び頼富隆光弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 裁判所から和解勧告があった場合は、町長の定める条件で和解することができる。
- (3) 判決の結果、必要と認めた場合は上訴する。